

西東京市障害者家具等転倒防止器具取付け等事業のご案内

◎ **申請期間** 令和8年4月1日(水)から令和9年2月12日(金)まで (※土・日曜日および祝日を除く)

◎ **取付け時期** 令和8年4月から令和9年3月まで

◎ **申請場所** 障害福祉課窓口(田無庁舎1階、防災・保谷保健福祉総合センター1階)

◎ **対象世帯**

過去に西東京市の事業で家具等転倒防止器具の給付または取付けをしていない、西東京市に住民登録をしている身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちの方のみで構成される世帯

※器具の給付または取付けを行った住宅に引き続き居住する必要があります。

※同一世帯に身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちでない方がいる場合は対象外となります。

※申請者は世帯主または同一世帯の方のみで、同一世帯以外の方が申請者にはなれません。

◎ **取付け等の種類** *次のいずれか1つを選択してください。両方はできません。

① 器具の給付と取付け(取付け器具の詳細は、裏面をご参照ください。)

1世帯につき1回限り、器具代は4,000円までで、器具を給付し、取り付けます。

器具によっては、家具や壁などにねじで固定するため、穴が開くことがあります。

希望された器具は、施工者(シルバー人材センター)が、ご自宅の家具等を確認して取り付けます。

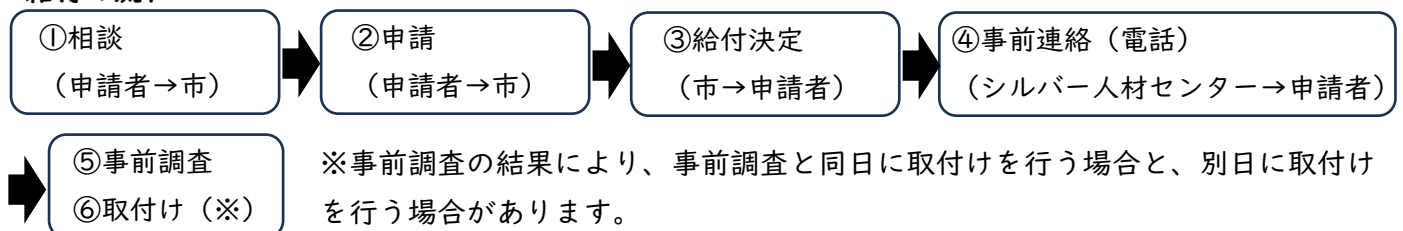
器具の給付と取付けを決定した場合でも、家具等の形状等によっては、希望された器具が取り付けられない、または変更していただくことがあります(シルバー人材センターの事前調査の際に確認します。)

② 取付けのみ

1世帯につき1回限り、お持ちの家具等転倒防止器具を家具等に3か所まで取り付けます。

取付けを決定した場合でも、お持ちの器具及び家具等の形状等によっては、取り付けられないことがあります(シルバー人材センターの事前調査の際に確認します。)

◎ **給付の流れ**



◎ **注意事項**

① ご自宅の家具等に転倒防止器具の取付け等を行っても、地震等災害が起こった際に、家具等が倒れるのを完全に防ぐものではありません。地震等災害が起きた際には、家具等からすぐに離れ、安全な場所へただちに避難してください。

② UR・賃貸住宅(都営住宅は除く)にお住まいの方は、取り付ける器具によっては、住宅所有者の同意書の提出が必要となります。

③ 取り付けた器具の管理・廃棄はご自身で行ってください。市及びシルバー人材センターでは器具の取り外し等は行いません。また、住宅の原状回復にかかる費用については全額自己負担となります。

問合せ先 〒188-8666 西東京市南町五丁目6番13号 西東京市健康福祉部障害福祉課障害者支援係
電話 042-420-2804(直通) FAX 042-466-9666 E-mail : f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市障害者家具等転倒防止器具取付け等事業 品目一覧

<p>タンスガードⅡ</p>	<p>2,400 円</p>	<p>ふんばる君</p>	<p>3,400 円</p>
<p>穴があきます。</p> 	<p>タンスの下に入れます。</p> 		
<p>とびらロック</p>	<p>3,300 円</p>	<p>不動王耐震シート (薄型テレビ用)</p>	<p>3,200 円</p>
<p>穴が開きます。</p> 	<p>テレビの底面平面部に貼ります。</p> 		
<p>強力地震ポール小 27 cm～35 cm</p>	<p>2,450 円</p>	<p>補強板 90 cm×24 cm</p>	<p>1,400 円</p>
<p>強力地震ポール中 35 cm～50 cm</p>	<p>2,500 円</p>		
<p>強力地震ポール大 50 cm～75 cm</p>	<p>2,700 円</p>		
		<p>タンスと天井の間に突っ張ります。</p> <p>強力地震ポールの取り付けには補強板が必要になる場合があります。</p>	